# 平 成 3 0 年 度 葛 飾 区 <br> 国民健康保険事業特別会計予算 

平成30年度葛飾区の国民健康保険事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）
第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ50，219，000千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第1表歳入歳出予算」による。
（一時借入金）
第2条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入 れの最高額は，1，000，000千円と定める。

## （歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用する ことができる場合は，「第2款保険給付費」の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

平成30年2月16日提出－

葛 飾 区 長
青 木 克 德

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算



